

荒川区環境基本計画【概要】

環境清掃部
環境課

第1章 新たな荒川区環境基本計画の策定にあたって (P.1~4)

- 1 策定の背景 環境基本計画を取り巻く情勢の変化、荒川区環境基本条例
- 2 計画の基本的事項
 - (1) 計画の目的 2008(平成20)年9月に「荒川区環境基本計画(以下「計画」という。)を策定した(計画期間:2008~2017(平成29)年度)。計画の最終年度にあたる本年、今までの取組みや区内外の社会情勢、環境変化を踏まえ、新たな計画を策定する。
 - (2) 計画の対象地域 荒川区全域
 - (3) 対象とする環境の範囲 自然、生活、人文・歴史、社会、地球
 - (4) 計画の期間 2018(平成30)年から2027(平成39)年までの10年間
 - (5) 計画の位置づけ 区の上位・個別計画、国や都の法令等との整合

第2章 環境先進都市の実現に向けて (P.5~10)

1 荒川区が目指す環境先進都市像 (P.6)

わが暮らしの将来を創る 一人ひとりが環境区民のまち あらかわ

次世代を担う子どもやその親の世代を始め、荒川区の人々が暮らす10年後20年後の環境を守るため、一人ひとりの環境区民が、身近な環境への取組みを日々重ね、自らが「環境」を守る主役となって行動し、将来の荒川区の環境を創っていく。

2 基本目標 (P.7~10)

基本目標1 「低炭素社会の実現」 (P.8 上段)

省エネルギーの推進・再生可能エネルギー導入の取組みや次世代エネルギーの活用により、低炭素社会の実現を図る。

基本目標2 「資源循環型社会の実現」 (P.8 下段)

区民・事業者及び区が一体となって、限りある資源の有効活用をすすめ、資源循環型社会の実現を図る。

基本目標3 「良好で快適な都市・生活環境の実現」 (P.9 上段)

身近な居住環境の整備を図り、住みやすく快適な街を形成するとともに、環境に配慮した清潔で美しいまちづくりを推進する。

基本目標4 「緑とうるおい豊かな環境の実現」 (P.9 下段)

自然とのふれあいから、いのちの大切さや多様な生き物と共に暮らす環境への意識啓発をするとともに、緑とうるおい豊かな自然との共生社会の実現を図る。

基本目標5 「協働・連携及び世代間の継承」 (P.10)

区民一人ひとりが環境について主体的に考え、区民・事業者・区が協働して低炭素社会、資源循環型社会、自然共生型社会づくりの取組みを進め、持続可能な社会を目指す。

第3章 施策の方向性 (P.11~53)

- 1 環境施策体系 (P.12~13)
- 2 今後の環境施策の方向性 (P.14~53)

基本目標1 「低炭素社会の実現」 (P.14~21)

施策の方向性

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| (1) 家庭で取り組むCO ₂ 削減の推進 | 家庭の省エネルギー行動の改善の促進等 |
| (2) 事業所で取り組むCO ₂ 削減の推進 | 事業所の省エネルギー行動の改善の促進等 |
| (3) まちづくりによるCO ₂ 削減の推進 | 次世代エネルギー(水素エネルギー等)の活用等 |

基本目標2 「資源循環型社会の実現」 (P.22~29)

施策の方向性

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) ごみの排出抑制の促進 | 家庭ごみ・事業系ごみの削減、再利用(リユース)の推進等 |
| (2) リサイクルの推進 | 資源回収の拡充、資源化の徹底、リサイクルの推進等 |
| (3) ごみの適正排出の推進 | 清掃事業の適正運用、家庭・事業系ごみの適正排出の推進 |

基本目標3 「良好で快適な都市・生活環境の実現」 (P.30~37)

施策の方向性

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) まちの美化の推進 | 美化意識の向上、まちの美化活動の推進等 |
| (2) 生活環境の保全 | 都市・生活型公害への対応等 |
| (3) 快適な居住環境の形成 | 快適に暮らせる街づくりの推進等 |

基本目標4 「緑とうるおい豊かな環境の実現」 (P.38~45)

施策の方向性

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 自然とのふれあいの場の創出 | 生き物と触れ合う場の創出等 |
| (2) みどりの保全 | 樹木の維持管理の充実、保護指定樹木等 |
| (3) 緑化の推進 | 区民との協働によるみどりの充実等 |

基本目標5 「協働・連携及び世代間の継承」 (P.46~53)

施策の方向性

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 環境区民による協働の推進 | 環境活動意欲の促進、環境区民団体への支援等 |
| (2) 環境情報の提供 | 環境区民の取組の周知、環境情報の積極的な発信等 |
| (3) 環境学習と環境教育の推進 | 環境に関する体験と学習機会の提供、児童の環境教育等 |

第4章 計画を推進するための仕組み (P.54~55)

計画の推進体制・推進管理 (P.55)

本計画の推進にあたっては、計画に位置づけられた施策の着実な推進を図るための推進体制を整えるとともに、区民・事業者・区(行政)が共に考え計画を実践する協働のしくみづくりを図り、環境区民としての行動を推進していきます。